

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 山梨県

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
119,348	115,995	21,883	257,226

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	451,648	444,736	6,912	2,028	18,174	887,545	
恩賜県有財産特別会計	9,888	8,503	1,385	1,372	1,921	11,936	
災害救助基金特別会計	3	3	0	0	-	-	
母子寡婦福祉資金特別会計	271	62	209	0	7	427	
中小企業近代化資金特別会計	9,862	7,131	2,731	2,731	-	13,687	
農業改良資金特別会計	311	77	234	0	3	228	
市町村振興資金特別会計	6,594	1,458	5,135	5,135	-	-	
県税証紙特別会計	3,017	2,998	19	19	-	-	
集中管理特別会計	113,730	113,592	139	139	113,626	-	
商工業振興資金特別会計	19,027	19,027	0	0	7,351	-	
林業・木材産業改善資金特別会計	244	99	145	0	-	44	
公債管理特別会計	103,791	103,791	0	0	74,419	-	
一般会計等	508,973	492,064	16,909	11,424	-	913,868	

(注) 1. 「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。  
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰見込額	備考
電気事業会計	3,598	2,973	624	12,319	-	2,818	-	法適用
温泉事業会計	155	132	22	655	-	-	-	法適用
地域振興事業会計	150	229	79	1	-	-	-	法適用
病院事業会計	17,715	18,709	994	5,615	4,608	41,011	28,626	法適用
流域下水道事業特別会計	9,639	8,795	844	604	2,302	25,736	16,806	
公営企業会計等 計				19,195		69,566	45,432	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。  
5. 表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合がある。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
								該当なし
一部事務組合等 計								

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
山梨県土地開発公社	2,163	7,304	20	2,213	-	10,082	-	7,375	
山梨総合研究所	13	642	200	21	-	-	-	-	
ふるさと財団	1	507	300	-	-	-	-	-	
やまなみ文化基金	0	301	300	-	-	-	-	-	表示単位以下
やまなし文化学習協会	21	97	15	3	-	-	-	-	
山梨県青少年協会	6	68	20	1	-	-	-	-	
小佐野記念財団	2	323	300	-	-	-	-	-	
山梨県国際交流協会	2	300	201	8	-	-	-	-	
山梨県私学教育振興会	1	249	100	-	-	-	-	-	
山梨県臓器移植推進財団	1	43	10	1	-	-	-	-	
山梨県アイバンク	1	55	5	1	-	-	-	-	
山梨県生活衛生営業指導センター	1	6	2	17	-	-	-	-	
山梨県健康管理事業団	12	771	0	5	-	-	-	-	表示単位以下
やまなし環境財団	4	489	479	-	-	-	-	-	
山梨県環境整備事業団	0	1,416	10	759	-	-	3,404	3,064	
山梨県緑化推進機構	13	1,092	300	14	-	-	-	-	

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
山梨県林業公社	0	206	1	152	13,738	-	8,687	7,818	表示単位以下
清里の森管理公社	6	45	5	-	-	-	-	-	-
やまなし産業支援機構	10	3,211	174	155	7,680	-	2,958	0	-
山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	16	1,380	10	17	60	-	-	-	-
山梨県富士川地域地場産業振興センター	2	384	14	38	-	-	-	-	-
山梨県郡内地域地場産業振興センター	7	487	14	38	103	-	-	-	-
山梨県農業振興公社	12	661	600	35	74	-	206	144	-
山梨県農業用廃プラスチック処理センター	6	49	15	-	-	-	-	-	-
山梨県子牛育成協会	2	44	10	-	-	-	-	-	-
山梨県畜産協会	4	251	88	3	-	-	-	-	-
山梨県馬事振興センター	7	301	0	6	-	-	-	-	表示単位以下
山梨県食肉流通センター	33	113	150	92	-	-	-	-	-
山梨県道路公社	55	1,529	613	-	-	1,997	-	0	-
山梨県公園公社	7	78	30	-	-	-	-	-	-
山梨県下水道公社	31	118	37	-	-	-	-	-	-
山梨県住宅供給公社	192	4,364	10	240	5	-	12,226	11,003	-
山梨みどり奨学会	177	1,090	16	262	-	-	-	-	-
山梨県暴力追放県民会議	0	599	300	-	-	-	-	-	表示単位以下
山梨県体育協会	47	932	422	311	-	-	-	-	-
地方公社・第三セクター等 計			4,770	4,391	21,659	12,079	27,480	29,403	

(注) 1. 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。  
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合がある。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	5,700	6,726	1,026
減債基金	18,224	17,157	1,068
その他充当可能基金	39,669	32,712	6,956
充当可能基金計	63,593	56,595	6,998

(注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で縦横の計算が一致しない場合がある。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.78	4.44	2.34	3.75	5.00	電気事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.78	11.90	1.88	8.75	25.00	温泉事業会計	-	-	-
実質公債費比率	12.4	12.9	0.5	25.0	35.0	地域振興事業会計	3.1	-	-
将来負担比率	248.8	247.1	1.7	400.0	-	病院事業会計	-	-	-
財政力指数	0.42	0.44	0.02	-	-	流域下水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	92.9	93.1	0.2	-	-				

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示している。  
2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。